

渡良瀬川河川事務所における「かわまちづくり」について

金井 翔平

関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所 足利出張所 (〒326-0822 栃木県足利市田中町661-5)

渡良瀬川河川事務所では、栃木県足利市と連携のうえ、平成26年3月に「五十部・岩井地区かわまちづくり」を「かわまちづくり」¹⁾計画に登録(令和2年3月変更登録)し、ハード・ソフト両面から支援を行っている。

本論文では、同計画の概要及び同計画の一環として実施中であり、栃木県内初の「都市・地域再生等利用区域」²⁾指定を行った本町緑地地区における河川空間のオープン化に向けた取組を報告する。

キーワード かわまちづくり, 都市・地域再生等利用区域, 河川空間のオープン化

1. 背景

渡良瀬川河川事務所では、栃木県足利市と連携して、平成26年3月に「五十部・岩井地区かわまちづくり」を水辺の利活用により地域活性化を推進する「かわまちづくり」計画に登録し、ハード・ソフト両面から支援を行っている。

令和2年3月、同計画をより地域活性化に寄与するものとするため、本町緑地地区を変更追加し、栃木県内初の「都市・地域再生等利用区域」指定を行い、河川空間のオープン化に向けて取り組んでいるところである。

(1) 五十部地区

医療福祉の拠点と位置付けられている上流部では、河川を身近に感じながら、散歩ができる空間を整備することで、地域活性化を図ることとしている(図-2参照)。

(2) 岩井地区

岩井地区(渡良瀬川右岸)の整備を行うことにより、左右岸を会場としたスポーツ大会等の誘致が可能となり、地区全体の利用促進が向上することで、更なる地域活性化を図ることとしている(図-3参照)。

2. 五十部・岩井地区かわまちづくりについて

「五十部・岩井地区かわまちづくり」として、計画登録当初より、五十部地区及び岩井地区それぞれで事業に取り組んでいる(図-1参照)。

3. 本町緑地地区について

令和2年3月の変更登録において、足利市における河川空間を利用した賑わいのあるまちづくりの意向を踏まえ、

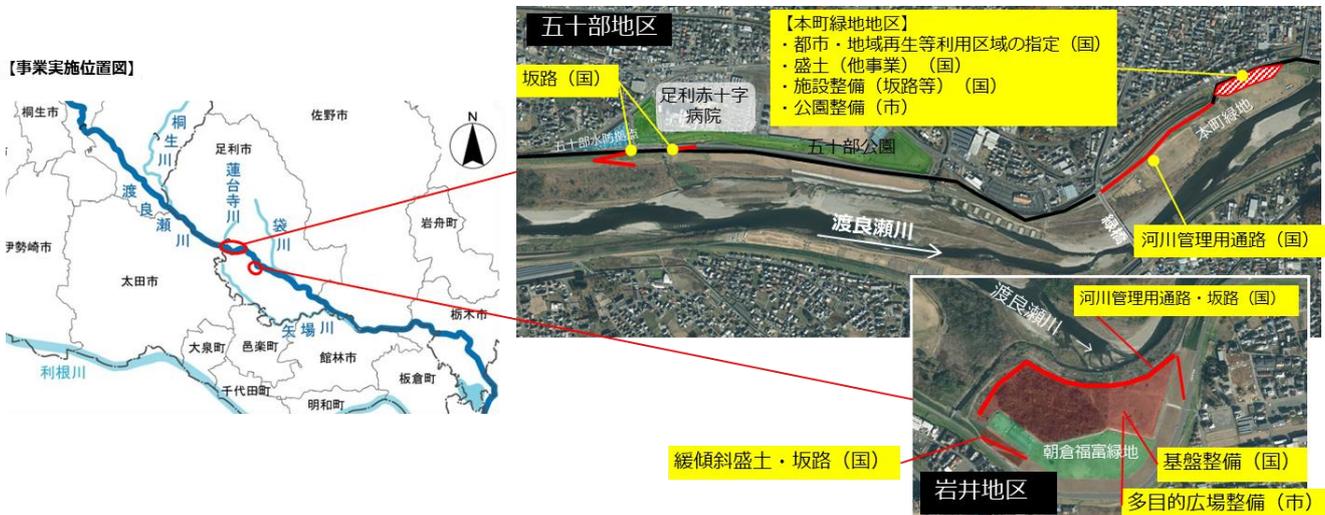


図-1 事業実施箇所

五十部地区の下流の本町緑地地区を計画に追加変更し、渡良瀬川河川事務所では基盤整備を行い、足利市で上面整備（商業施設整備）を行うこととし、整備を進めている。

(1) 基盤整備

基盤整備としては、環境整備事業としての施設整備（坂路等）の前に、治水事業（緩傾斜堤防）として盛土を行い、堤防天端の平場（約2,800㎡）を造成した（図4参照）。

なお、盛土約3万m³のうち、約2万m³は栃木県の建設発生土の受け入れを行うことで、コスト縮減を図った。

(2) 都市・地域再生等利用区域の指定

国土交通省では、都市及び地域の再生等に資するため、平成23年4月に「河川敷地占用許可準則」の一部を改正し、地元自治体からの要望を契機として、営業活動を行う事業者等が河川敷地を利用することができる河川空間のオープン化（都市・地域再生等利用区域制度）を推進している。

先述の平場を活用し、民間事業者の参入による賑わいのあるまちづくりを進めるため、足利市より「都市・地域再生等利用区域」指定の要望書が提出され、令和5年2月に区域指定を行った。

なお、本指定は、栃木県内初の事例となった。

(3) 商業施設整備について

足利市では、より魅力的な緑地となるよう従来の市主

導の施設整備ではなく、公募設置管理制度(Park-PFI)³⁾により民間事業者の資金やノウハウを有効に活用した施設整備及び管理運営を行うこととしている。

また、令和5年3月に本町緑地公募対象公園施設設置等予定者選定委員会による審査を行い、令和5年6月に設置等予定者（民間事業者）の選定結果及びイメージパース（図5参照）を公表した。

令和5年度以降、足利市の占用により商業施設を整備し、川と街を結ぶ賑わいの場として、令和6年度に供用を開始する予定である。

4. まとめ

今回紹介した、栃木県内初の「都市・地域再生等利用区域」指定を行った本町緑地地区における河川空間のオープン化に向けた取組の実施により、川と街を結ぶ賑わいの場として、周辺の地域資源、観光資源とも連携した相乗効果が期待される。

参考文献

- 1)国土交通省 水管理・国土保全局：「かわまちづくり」支援制度実施要綱。
- 2)国土交通省：河川敷地占用許可準則。
- 3)国土交通省 都市局 公園緑地・景観課：都市公園の質の向上に向けたPark-PFI活用ガイドライン。



図2 五十部地区 利用状況（令和4年5月）



図3 岩井地区 利用状況（令和4年5月）



図4 本町緑地地区 整備状況（令和5年6月）



図5 本町緑地地区 イメージパース（足利市HPより）